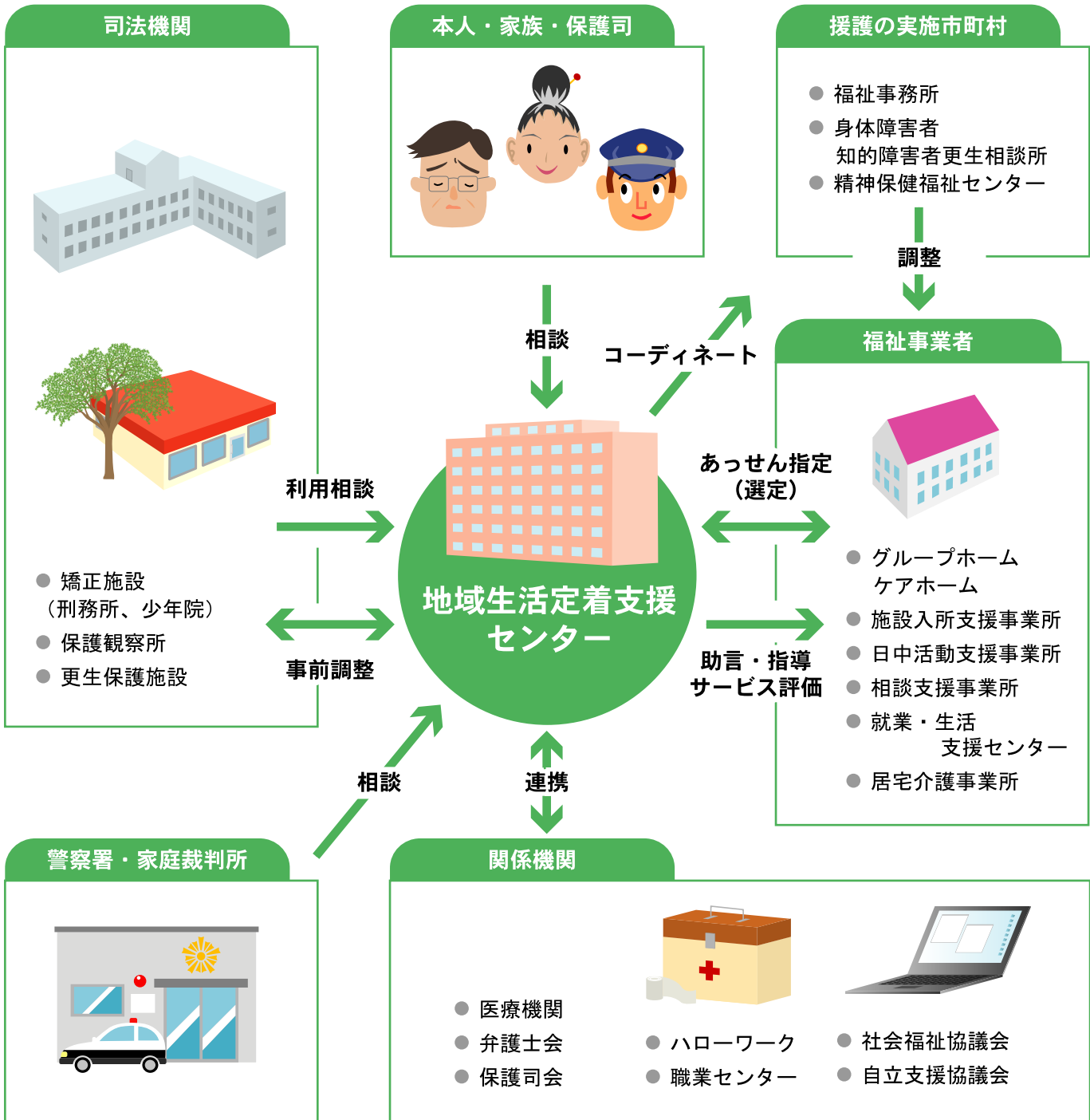


地域生活定着支援センターは保護観察所と連携し、福祉の支援を必要としている受刑者の方へ支援を行います。

「地域生活定着支援センター」は、高齢や障害などの理由で特別な支援が必要な刑余者（罪を犯した人）に対し、出所のサービス利用事業所について調整を行うなど、地域生活に適応させるための福祉的支援を行う機関となります



地域生活定着支援センターの4つの役割

1
相談支援

矯正施設等から出所する者の中で障害があると思われる人の福祉サービス利用につなげるための相談を受けける。

- 矯正施設、保護観察所、更生保護施設等からの相談
- 本人、家族、行政機関等からの相談
- 警察署・家庭裁判所等からの相談

2
事前調整

出所までに福祉サービス利用にあたって必要なサービスを出来る限り整える。

- 対象者との面談実施
- 援護の実施市町村との連絡、調整
- 福祉サービス利用までの事務手続き（障害者手帳の申請・判定同席、障害基礎年金申請、福祉サービス利用申請、認定調査同席等）
- 定期連絡会議の開催
- アセスメント作成に必要な対象者の情報収集

3
コーディネート
あっせん

受け入れ施設のあっせんと、受け入れ後のアフターフォローを行う。

- 援護の実施市町村とのコーディネート業務
- 障害程度区分に関する意見書作成
- 利用福祉施設のあっせん、指定（選定）
- 処遇上の助言、指導
- 適切な処遇が行われているか、個人情報の管理はなされているか、一定期間ごとのサービス評価

4
研修会開催

サービス利用事業所の開拓と養成を行う。

- 専門研修会の開催

地域生活定着支援センター運営推進委員会の設置

地域生活定着支援センターの運営にあたっては、運営推進委員会を設置し、①矯正、更生保護、福祉、労働、医療等との連携のあり方等について、②国に対する問題提起について等をはじめとし、関係機関の支援・連携の強化促進を図ります。

長崎県福祉保健部	長崎県更生保護施設連盟
長崎県医師会	長崎県更生保護職業補導協議会連盟
長崎県弁護士会	長崎県精神障害者社会復帰施設協会
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎県身体障害者福祉協会連合会
長崎県発達障害者支援センター	長崎県手をつなぐ育成会
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	長崎市 福祉保健部
長崎県民生委員児童委員協議会	社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
長崎労働局 職業安定部	長崎市民生委員児童委員協議会
長崎公共職業安定所	諫早市 健康福祉部
長崎障害者職業センター	社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
長崎保護観察所	一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク
長崎県保護司会連合会	

オブザーバー
福岡矯正管区 九州地方更生保護委員会